

2020年4月15日

国民健康保険主管課給付係 御中
後期高齢者医療主管課給付係 御中

協同組合日本俳優連合
<https://www.nippairen.com/>

公益社団法人落語芸術協会
<http://www.geikyo.com/lite/>

ユニオン出版ネットワーク（出版ネッツ）
<http://union-nets.org/>

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する 傷病手当金の支給についての要望ならびに質問

前 略

私どもは、俳優、落語家、出版関連のフリーランスなど雇用でないといわれる形で働く労働者の権利擁護ならびに権利確立のために活動している団体です。

フリーランス・業務委託契約等で働く者は、社会保険には加入できず、国民健康保険に入っています。国民健康保険には傷病手当金制度が設けられていないため、病気やけがをしたときに、休業補償がない状況に置かれてきました。新型コロナウイルス感染は、だれもが感染しうる危険性を持っているにもかかわらず、同じ職場で感染したとしても、社会保険に加入しているか国保に加入しているかで休業中の所得保障に差が生じる状況になっています。

本年3月24日付で厚生労働省は、国民健康保険においても、傷病手当金を支給するようにとの通知を発しました。表題は、「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等」に対する傷病手当金の支給について」となっており、「等」の中にはフリーランス・業務委託等で働く人も含まれていると私たちは解釈しています。フリーランス・業務委託等で働く人の中には、一社専属性が高く、雇用労働者とあまり変わらない形で働いている人がいます。つきましては、傷病手当金の支給の際には、契約形式は雇用でなくとも、実態から判断をしていただけることを要望します。

なお、貴区における傷病手当金についての取り組み状況について別紙の質問にご回答いただけますようお願い申し上げます。

草々

【質問事項】

1、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給についての取り組み・周知をしていますか。

① している。

② していないが、間もなくする予定（いつからの予定ですか： 月 日）

③ する予定はない（理由を教えてください）

2、 傷病手当金の支給対象者にフリーランス・業務委託で働く人を含むために、「国民健康保険条例」の中に注記（「契約形式は雇用ではなくとも実態から判断するものとする」など）を入れる、あるいは、窓口での申請書受理にあたっての「手続きマニュアル」に留意事項として明記しておくなどの対応をしていただけますか。

- ① 条例の中に、注記・但書などを入れて明記する。
- ② 「手続きマニュアル」に留意事項として明記する。
- ③ 対応を考えていない（理由を教えてください）：

【ご回答者名】 (部署：)

【ご連絡先電話番号】

.....